

任意後見監督人選任申立てについて

平成26年6月現在 神戸家庭裁判所後見センター

第1 任意後見制度及び審理手続について

1 はじめに

あらかじめ任意後見契約を締結し、その登記をしていた方が精神上の障害により判断能力が不十分な状況にあるときは、任意後見監督人を選任して任意後見契約の効力を生じさせ、任意後見受任者に、契約の内容どおりに財産の管理などを代わって行ってもらえるようにすることができます。この場合には家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをする必要があります（任意後見契約に関する法律第4条1項）。

このほか、任意後見監督人がかけた場合の選任（同条4項）、追加選任（同条5項）もありますが、以下、任意後見契約の効力を生じさせる場合の任意後見監督人の選任（同条1項）について説明します。欠けた場合の選任又は追加選任の申立てについては、家庭裁判所の窓口でお尋ね下さい。

2 申立人について

申立人は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者です。なお、本人以外の方の請求によって任意後見監督人を選任するには、あらかじめ本人の同意を得る必要があります（ただし、本人がその意思を表示することができないときは、この限りではありません。）。

3 申立書の提出先について

提出先は、本人（任意後見契約の委任者）の住所地を管轄する家庭裁判所です（分からないときは、最寄りの家庭裁判所にお尋ね下さい。）。

4 申立て後の手続きについて

申立てを受けた家庭裁判所は、申立て時の面接等のほか、再度、家庭裁判所調査官が調査したり、場合により裁判官が審問を開いて、直接、本人等に会って、申立ての実情や本人の意見などを聴くことがあります。また、必要に応じて、本人の判断能力について鑑定を行うなどした上で、本人の財産の内容や任意後見契約の内容に応じて、ふさわしい方を任意後見監督人を選任します。

※ 任意後見監督人は家庭裁判所が職権で選任します。その際には、

- ①本人の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- ②任意後見受任者の職業・経歴
- ③本人の意見

等を踏まえて、総合的に判断します。

原則として、弁護士、司法書士又は社会福祉士等といった第三者専門職を任意後見監督人として選任します。その際、任意後見監督人に対する報酬は、家庭裁判所が公

正な立場から金額を決定した上で、本人の財産の中から支払われます。第三者の任意後見監督人に対する報酬は、本人の財産が安全かつ適正に管理されるために必要な費用であることを是非ご理解ください。

5 親族への意向照会について

家庭裁判所は、本人の親族に対して、書面等により、申立ての概要などを伝え、これらに関する意向の確認をする場合があります。

第2 必要な書類

1 全体に関するもの

- ・ 申立書
- ・ 財産目録・収支目録
- ・ 財産関係の資料（別途「本人の財産関係等の資料」参照）
- ・ 診断書
- ・ 任意後見契約公正証書写し

2 本人関係

- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 住民票
- ・ 後見登記事項証明書（任意後見）（証明書の取り方については、「登記されていないことの証明書」及び「登記事項証明書」の取り方、と題する書面を参照されたい。）
- ・ 後見登記されていないことの証明書（証明書の取り方については、「登記されていないことの証明書」及び「登記事項証明書」の取り方、と題する書面を参照されたい。なお、証明事項については、「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない。」欄に チェックをしてください。）
- ・ 本人に関する照会書
- ・ 親族関係図

3 申立人関係

- ・ 戸籍謄本（全部事項証明書）
- ・ 受任者に関する照会書

第3 必要な費用

- ・ 収入印紙（申立費用） 800円分
- ・ 郵券3630円分（内訳500円×3枚、100円×10枚、82円×10枚、20円×10枚、10円×10枚、1円×10枚で提出して下さい。）
- ・ 収入印紙（登記費用） 1400円分

第4 申立手続

- 1 上記第2及び第3に記載した必要な書類等を全てそろえてください。

↓ 速やかに手続きを進めるために、書類が全てそろってからお電話をください。

2 家庭裁判所に電話して、面談日時を予約してください。

↓ 予約日時メモ

予約日時 月 日 () 午前・午後 時 日

3 上記予約後に、家庭裁判所に申立書類一式を郵送又は持参してください。予約日に申立ての事情を説明聴取いただくために面接を受けていただきます。

(1) 予約当日、申立人は必ずおいでください。

(2) 可能な限り、ご本人も同行してください。

(3) 場合により、再度来庁していただくこともあります。

(4) 当日持参してもらうものとして、印鑑・身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。

第5 連絡先又は申立書等の送付先

〒652-0032

神戸市兵庫区荒田町3丁目46番1号

神戸家庭裁判所（本庁）後見センター（☎078-521-5935）